

告示

埼玉県選管告示第六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和五年九月二十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人プラモウト・サークルクラブ 地域密着型特別養護老人ホーム サークルホームかたやなぎ	埼玉県坂戸市片柳千四百三十一番一
老人ホーム	社会福祉法人桐和会 特別養護老人ホーム タムスさくらの杜三郷	埼玉県三郷市栄四丁目三百八十一番地
病院	医療法人社団彩優会 栗橋病院	埼玉県久喜市小右衛門七百十四番地六